

「ナナメ上[↑]上天草」観光応援クーポン事業
クーポン券取扱加盟店募集要項

1 事業目的

物価高騰の影響により、市内の観光事業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いている。こうした状況の中、旅行客による市内での観光消費を促進し、地域経済の下支えを図ることを目的として、市内の宿泊施設に宿泊する観光客を対象に、市内の観光施設（飲食店、土産物店等）で利用できるクーポン券を配布し、観光需要の創出と新規旅行客の掘り起こしを図るとともに、宿泊施設のみならず、市内の幅広い観光関連事業者への経済循環を促進する。

2 クーポン券の概要

(1) 名称

「ナナメ上[↑]上天草」観光応援クーポン券

(2) クーポン券の構成

- ・ 1セット3, 000円（額面1, 000円商品券3枚綴り）
利用総額3, 000万円（1万人）

(3) 利用期間

令和8年4月20日（月）から令和8年7月31日（金）まで

(4) クーポン券の取り扱い

- ア クーポン券の利用があった場合は、クーポン券の裏面に宿泊施設の押印があることを確認し、加えて加盟店も押印する。
- イ 宿泊施設に併設の観光施設（飲食店、土産物店等）においては、クーポン券の利用は不可とする。
- ウ クーポン券の現金への換金及び利用の際の差額（おつり）の返金は不可とする。
- エ 破損したクーポン券は3分の2以上残っていれば利用可とする。

(5) クーポン券の利用対象にならないもの

- ア 不動産及び金融商品
- イ たばこ
- ウ 商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- エ 税及び公共料金等に関するもの
- オ その他このクーポン券の発行趣旨にそぐわないもの

3 加盟店の要件と登録方法

(1) 要件

- クーポン券の利用可能な加盟店は次の条件をすべて満たす施設とする。
- ア 観光客が利用する可能性がある施設。
 - イ 施設の営業にあたり、関係法令に基づく許可、届出その他必要な手続きを適正に行い、当該法令を遵守している施設。

- ウ 遊技場等の娯楽施設（パチンコ・スロット等）でない施設。
- エ 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の関係者でない施設。また、暴力団関係者が経営に実質的に関与していない施設。

(2) 申込方法

別紙、「ナナメ上^ア上天草」観光応援クーポン券取扱加盟店申込書に必要事項を記入し提出すること

(3) 申込期間

令和8年3月10日より随時

（利用期間内に申込がない場合は棄権したとみなす）

4 周知方法

- ・ 各種媒体広告、上天草市・天草四郎観光協会ホームページ・SNS、各種メディア報道等

5 クーポン券の換金

(1) 換金方法

月末締めとし指定する日までに利用済みのクーポン券の裏面に押印し天草四郎観光協会に持ち込み換金申請をする

ただし毎月第2、第4水曜日は定休日となるため換金受付は行わない

(2) 換金日

毎月指定する期間に指定口座への振込とする（別記、換金日程票参照）

(3) 振込手数料

振込手数料の事業者の負担は不要

(4) 換金申請期間

令和8年5月1日から令和8年8月10日まで

（期間内に申請のない場合は、利用が無かったものとみなす）

6 事業の中止、中断及び終了

- ア 事業実施期間内に配布数が上限に達した時点で終了する。

【別記】

換金日程表

	換金申請期間	振込日
4月分	令和8年5月1日～15日	令和8年5月25日
5月分	令和8年6月1日～11日	令和8年6月25日
6月分	令和8年7月1日～10日	令和8年7月24日
7月分	令和8年8月1日～10日	令和8年8月25日

